

# ひとりから みんなへ

～ 人権尊重の  輪 を広げよう ～

7月 は、「同和問題啓発強調月間」です。

● 人権課（支所内線 272）



▲昨年、築城小学校で育てた人権の花「ひまわり」の種が、今年是小原小学校に引き継がれました。

## 許されない人権侵害

同和問題（部落差別）は、日本国憲法で保障され、わたしたち誰もが生まれながらに平等に持つ「**基本的人権**」（職業選択の自由、教育の機会均等）を保障される権利、住居および移転の自由、結婚の自由などが、同和地区の出身であるということと理由に、完全に保障されないという重大な人権侵害です。

## さまざまな形で続く差別

近年では、インターネット上で、部落差別を助長するような悪意のある書き込みなどが行われ、問題となつていきます。間違つた認識や偏見が簡単に広がり、いったん情報が回ると完全に消去することは極めて困難となります。

そして、「わたしは差別をして（されて）いないから、同和問題とは関係ない」「同和問題は教えない方がいい」と無関心であることが、正しい知識を身につける機会を逃し、差別の拡散を助長する要因にもなっています。

## 人権が尊重される心ゆたかな社会の実現に向けて

平成28（2016）年12月に『部落差別の解消の推進に関する法律』が成立・施行されました。これは、部落差別が現在でも続いているという認識のもと、国民の理解を深めるように努めていくことを定め、差別のない社会の実現を目指す法律です。

築上町では、引き続き同和問題解決のために、さまざまな人権啓発活動に取り組みたいと考えています。同和問題と関係する問題として考え、すべての人権が守られる、心ゆたかな社会を、ともに築いていきましょう。



## 特集●同和問題啓発強調月間

### 同和問題啓発強調月間の宝箱・共生

# コロナの今、つながりの大切さを。

科学的知識と「つながる生活様式」で、コロナ禍を乗り越える。それが、あらゆる差別解消、人権尊重への道につながる。

## 「コロナ禍」想定外で来た！

突然、3月2日から学校に行けなくなりました。4月7日、福岡県を含む7都府県に緊急事態宣言が出され、16日には全国に広がりました。今でもテレビのトップニュースは新型コロナウイルスで、第2、第3波の危険が言われています。

急に「新しい生活様式」になり、暮らしは激変です。死者は半年で920人、解雇や雇止めは約3万人と報道されています（6月10日）。去年の交通事故死者数3千2百人に比べても大きな数字です。ワクチンや治療法も不明な

ため、発病すると隔離されます。患者は家族などとのつながりを断たれ、周辺からの偏見や差別が起こっています。

## コロナ禍の偏見・差別は同和問題と似た構造

同和問題＝部落問題の偏見・差別と、新型コロナウイルスに関する偏見・差別の構造はよく似ています。半世紀前ごろは、「特定の地域やそこに関係する人を偏見・差別し、排除する」ということが多くありました。これが同和問題です。

国は、「同和对策審議会」答申（1965年）を受け、4年後に「同和对策事業特別措置法」を作りました。答申は「同



和問題とは日本の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造「社会問題」であり、「解決できる」と科学的な提言でした。

## なくならなかった差別

その後、高度経済成長時代、被差別部落＝同和地区の環境は改善されてきました。しかし、偏見や差別は形を変えて続いてきたのです。

情報・ネット社会となり、昔の住所や町名の公表や、特定の人への誹謗・中傷が起っています。また、結婚や就職など大事なつながりの時、忌避する人や会社があるのです。当事者にとってはひどい仕打ちです。



福岡県立大学 名誉教授  
もりやま せんいち  
森山 沾一さん

専門は人権論ほか。地域教育社会学的方法によるマイノリティと生涯学習（特に部落問題と子ども問題）の研究等に取り組む。福岡部落史研究会に1974年設立当初から所属し、(公社)福岡県人権研究所理事長を歴任。日本初の世界記憶遺産「山本作兵衛」の研究等、筑豊の活性化に取り組み、2018年から田川市石炭・歴史博物館館長に就任。

## あらゆる差別解消につながる部落差別解消推進法

2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」は、「残念ながら今、部落差別があり、だからこそこの差別をなくす」という趣旨で、国民に基本的人権が保障されると書かれています。そのため、国や自治体の責務、相談体制や教育・啓発の充実、実態調査の必要性などが条文にあります。

## 共生社会を目指して

同じ年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」も施行されました。偏見・差別をなくし、人間の違いを認

## 「新しい生活様式」は違いを認め合うつながり

コロナ禍で、人と人との距離を開くこと、3密防止は大事です。しかし、人と人とのつながりは、距離や3密とは別です。お互いの違いを認め合い、人間として尊敬・信頼しあえば、遠くてもつながれます。

区別や違いの多様性はあるながら、偏見や差別はなくせず。部落差別、障がい者差別、コロナ差別などは、科学的知識と「つながる生活様式」により解消されるのです。

ひとりでも悩まず、ご相談ください。

## 『人権相談所』を開設します。

- ▶ 同和問題 ▶ 隣近所とのトラブル
- ▶ 家庭内のもめごと ▶ プライバシーの侵害
- ▶ 女性や子ども、高齢者、障がい者の人権侵害など、さまざまな人権問題について、人権擁護委員、福岡県弁護士会北九州部会所属の弁護士が相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られます。

「弁護士」による相談は、事前予約が必要です。予約は、人権課（築城支所） ☎ 52-0001 まで。

こちらの相談窓口も、ご利用ください。

### みんなの人権 110 番

☎ 0570-003-110（平日 8:30～17:15）

### インターネット人権相談窓口

法務省 人権相談 検索



令和2年度 ※新型コロナウイルスの影響で変更になる場合があります。

日時	人権センター	相談員
7月 2日 (木) 13:30～15:30	築城	弁護士
8月 6日 (木) 13:30～15:30	特設人権相談 築城	人権擁護委員
9月 7日 (月) 13:30～15:30	椎田	弁護士
10月 5日 (月) 13:30～15:30	椎田	人権擁護委員
11月 12日 (木) 13:30～15:30	築城	弁護士
12月 1日 (火) 10:00～15:00	特設人権相談 築城	人権擁護委員
1月 18日 (月) 13:30～15:30	椎田	弁護士
2月 8日 (月) 13:30～15:30	特設人権相談 椎田	人権擁護委員・法務局
3月 11日 (木) 13:30～15:30	築城	弁護士